

本人通知制度のご案内



この制度は、住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録された方に、交付した事実を郵送により通知するものです。

住民票の写し等の不正請求や不正取得を抑止するとともに、個人の権利の侵害防止を図ることを目的としています。



事前登録できる方	対象となる証明書	通知する内容
<ul style="list-style-type: none">鹿嶋市の住民基本台帳に記載されている方 (転出された方を含む)鹿嶋市の戸籍に記載されている方 (除籍された方を含む)	<ul style="list-style-type: none">住民票の写し(除票を含む)住民票記載事項証明書(除票を含む)戸籍の附票の写し(除籍・改製原を含む)戸籍全部事項証明書・個人事項証明書(除籍・改製原を含む)戸籍記載事項証明書(除籍を含む)	<ul style="list-style-type: none">証明書の交付年月日交付した証明書の種別, 通数交付請求者の種別 (代理人・第三者) <p>※交付請求者の氏名, 住所は通知しません。</p>

■通知の対象とならない交付

- (1) 同一世帯員からの住民票関係の請求
- (2) 配偶者・直系尊属(父母や祖父母)・直系卑属(子や孫)からの戸籍関係の請求
- (3) 国又は地方公共団体等の公的機関からの公用請求
- (4) 弁護士, 司法書士等の特定実務委任者からの裁判, 訴訟手続き, 紛争処理等のための代理請求

【登録に必要なもの】

- 本人通知制度登録申請書
- 本人確認書類(マイナンバーカード, 運転免許証等の顔写真付きの公的な身分証明書)

- ▶ 法定代理人が申請する場合: 法定代理人の本人確認書類, 法定代理人であることが確認できる書類(戸籍謄本等)
- ▶ 任意代理人が申請する場合: 任意代理人の本人確認書類, 委任状

※郵送での申請も可能です。

【受付窓口及び時間】

総合窓口課及び大野出張所
月～金曜日 8時30分～17時15分(祝日, 年末年始は除く)



▲市ホームページ
(本人通知制度)